

小浜市議会議員等の請負および指定管理者の指定の状況の報告および公表に関する条例

令和6年3月22日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、市議会議員（以下「議員」という。）、議員の2親等内の親族（以下「議員の親族」という。）または議員の親族が無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者または支配人および清算人（以下「役員」という。）である法人が市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする場合および議員の親族が役員である法人その他の団体が市から指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を受ける場合の状況を公表すること等により、請負および指定管理者の指定の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正および事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告の対象)

第2条 議員は、次に掲げる場合において、議長にその状況を報告しなければならない。

- (1) 議員または議員の親族が市に対し請負をする者またはその支配人であるとき。
- (2) 議員の親族が役員である法人が市に対し請負をするとき。
- (3) 議員の親族が役員である法人その他の団体が市から指定管理者の指定を受けるとき。

(報告の内容等)

第3条 議員は、前条第1号に該当するときは、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了または議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了または議会の解散による選挙により再び議員となった者にあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間をいう。以下同じ。）に、当該6月30日の属する会計年

度の前会計年度（議員である期間に限る。以下同じ。）における市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。以下同じ。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 契約締結日

イ 請負をする者またはその支配人である者が、議員または議員の親族であるかの別

ウ 請負をする者またはその支配人である者が議員の親族であるときは、その者の氏名および議員から見た続柄

エ 請負をする者またはその支配人であるかの別

オ 請負をする者の支配人であるときは、請負をする者の氏名および営業所等の所在地

カ 請負の対象とする役務、物件等

キ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

ク 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額

(2) 前号クに掲げる額の合計額

2 議員は、前条第2号に該当するときは、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度における市に対する請負について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 契約締結日

イ 議員の親族の氏名および議員から見た続柄

ウ 請負をする法人の名称および所在地

エ 当該法人における議員の親族の役職

オ 請負の対象とする役務、物件等

カ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

キ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額

(2) 前号キに掲げる額の合計額

3 議員は、前条第3号に該当するときは、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度に市から受けていた指定管理者の指定について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 指定管理者の指定ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 市との協定の締結日および指定の期間
- イ 議員の親族の氏名および議員から見た続柄
- ウ 法人その他の団体の名称および所在地
- エ 当該法人その他の団体における議員の親族の役職
- オ 指定管理者の指定の対象とする施設、業務等
- カ 市との協定に定められている、市が指定管理者に支払う指定管理料または指定管理者が市に支払う納付金の額
- キ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた額または納付した額

(2) 前号キに掲げる額の合計額

4 議員は、前3項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成および公表)

第4条 議長は、前条第1項から第3項までの規定による報告（同条第4項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、議会ホームページへの掲載その他適当な手段により公表しなければならない。

(報告等の保存および閲覧等)

第5条 第3条の規定による報告および訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告および訂正の閲覧または写しの交付を請求することができる。

3 前項の規定による写しの交付を受ける者は、議長が定める当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受けする場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負および指定管理者の指定から適用する。